広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	福祉・医療現場における意志尊重の欺師性
Author(s)	隅原, 聖子
Citation	HABITUS , 21 : 89 - 103
Issue Date	2017-03-23
DOI	
Self DOI	10.15027/42919
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042919
Right	
Relation	



隅 原 聖 子

(広島大学大学院博士前期課程)

1. はじめに

昨今、「意志」を尊重する施策、「意志」を尊重した医療、「意志」決定を支援する福祉など、「意志」が社会で強調されてきている。「意志」を強調することによって、一面では意志を表明することを強要し、表明した意志に対する責任を個人に押し付けることになっていないだろうか。そして意志を汲みとってもらいにくい人は、社会や他者のもつ価値観で容易に代理意志決定をされてしまうことになりはしないだろうか。

他者からわかりやすく表明された「意志」の底には、当人しかわからない迷い、葛藤、ずるさ、当人なりの価値など、心の動きがあることを、私たちは決しておろそかにしてはならないと思う。

本稿を通じて私は、他者の意志は<私>を通して解釈された意志であり、そこにズレが生じること、そのズレをズレとして認識せずに、当人の意志だと確信してものごとを進めていくことは危険であること、<私>の判断は非合理的で、それゆえ<私>が他者について判断を下すのも、他者の意志決定支援をするのも危険を伴うのだということ、それをふまえつつ、他者の意志の奥にあるもの、表明された意志の向こう側にあるものを尊重することの大切さを述べてみたい。

なお、本稿では引用以外は「イシ」を「意志」、「ジリツ」を「自律」と表記する。また、意志決定という際の、意志決定は自己決定と同じ意味で使用する。

2. 他者が当人のことを決定するということ

生命倫理の多くの論文は、判断能力competenceのある人に焦点を当てるが、 ブキャナン&ブロックは、『他者のための決定Deciding for Others』 ¹⁾において 無能力incompetence者のために他者が決定することについて論じる。

まずcompetenceの適確なレベルを決めることは、患者の自己決定と、良い生 を保護することに関してバランスを保つことが要求される。

患者が無能力かどうか明確でない場合は、能力があると推測されるべきであるとブキャナンらは述べる。能力はこの場合、適当な意志決定能力であって、合理性を問題にしてはいない。適当な意志決定能力とは、①関係する選択を理解する能力、②人生において各選択に関連のある結果を理解する能力、③関係することによるさまざまな選択の結果を評価するための能力などを指すと述べている。能力は、決定関係である、つまり人はある決定をするのに能力があるかもしれないが、他の決定をするには無能力かもしれない。意志決定の過程においてこれがある程度判別できることになるであろうという。

もし、治療に関して意志決定能力がないとみなされた場合、患者にとって何が利益となるかを他者は考えることになるのだが、たとえば家族という他者の判断の中に、患者の利益だけでなく、家族の生活設計や経済的なことなど家族のメンバーに有利になる要素が入り込む可能性がある。そして医療に関する決定とこの生活設計や経済的なことは衝突することがある。ブキャナン&ブロックはこういった場合は、利害関係のない人が調査員として患者の状態を調べ、裁判所に判断を求めるべきだという。日本では、医療事故が生じた場合には裁判所が動くが、これから行う治療内容に関して裁判所に判断をゆだねられるケースはまずないと思われる。

誰が無能力だということを決定すべきなのか、どのような原理によって無能力者のために意志決定すべきなのだろうか。それは意志決定権威がどこに置か

れるべきかという問題に取り組むことと同じことであるとブキャナンらは述べる。昨今、アドバンス・ケア・プランニング(以下ACPと記す)やリビング・ウィルを作成しておくことで、意志が表明できなくなったときに自分の望む最期を迎えようとする動きがあるが、作成することを推奨しているのみで、その取扱いについてまだ十分に検討されているとはいえない。

さて、無能力と判断された場合、当人の意志についてどのような取り扱いをすべきなのだろうか。前掲書では3つの原理に基づいて取り扱うべきだと述べられている。すなわち、事前指示の原理(the advance directive principle)、代理判断の原理(the substituted judgment principle)、最善の利益の原理(the best interest principle)である 2 、つまり当人に意志能力があったときに、事前指示していたことは何かということと、あるいは当人にとって何が最もよいだろうかと代理人が判断すること、そして当人は何を望んでいるだろうか(他人のために犠牲になることを喜びとする場合がある 3 、これらの間に衝突が起こる場合がある 3 、。

事前指示には、実践的問題practical problemと、道徳的異議moral objectionがある。事前指示を書いたときに有能であったか否か、事前指示を作成したときにICが適切になされたか否かが不明である場合、また書かれた内容が具体的でない場合、事前指示を書いたときの状況と、それを使うときの状況が異なっている場合(例えば病気の治療法が開発されているなど)には、適用できないという課題をもっている⁴⁾。

それでは代理人が判断する場合はどうであろうか。これについても、ある判断について代理人は必要な情報をもっているのか、代理人は、無意識のうちに、自らの立場にかなった選択をするかもしれないなどの課題がある⁵⁾。

それでは当人の益になる決定をすればよいのだろうか。しかしこれも最善の 利益の原理について、資源のコストと利益が問題となり、社会的に実用的か否

かの尺度となると、ブキャナンらは述べる。かつて有能でなかった人ならば、 最期を苦痛のないものにするのが最善の利益ではないかという意見がある。法 廷では、人生の質の判断は、社会的価値の判断ということになってしまう⁶⁾。

以上のことから、どの原理に従うのがよいのか、はっきりとしたものはない といえる。

そもそも当人に意志を決定する能力がないとみなしたり、表明する能力がないとみなしたり、他者が当人の選好は何かと考えたり、当人の利益は何かを慮ったりするのは、何を根拠にするのであろうか。それは、当人の普段の様子から、当人がどのように考えているのかを、他者である<私>が推測することがもとになっている。ただ、そこにズレは生じていないだろうか。

3. 表明された当人の意志について

アンスコムは、ある振る舞いが意志行為である条件は、一定の記述の下で自己の行為を知ることだという。これを「実践的知識」と表現している。そして、ある記述の下ではそれを知らないとすれば、その記述の下では、それは意志行為とは言えないという⁷⁾。

そこで病院で治療や処置についての希望調査票を記入する場合を想定してみることにする。例えば胃ろうについて「何故あなたは『いいえ』と記入したのですか。」という問いに対して「看護師から回答の記入を指示されたからです。」と答えるであろう。このとき、当人は「はい」と記入しようと意志していたにもかかわらず、回答箇所を間違えて「いいえ」の欄にチェックを入れるという場合が考えられる。他者から「胃ろうを希望されないのですね。」と言われてその間違いに気づく場合である。「なぜ」と問われることがなければ、当人は間違いに気付かなかったであろう。そして他者は、この問いをしなければ、「意志行為」でないにもかかわらず、これを当人の意志だと受け取るであろう。

また、アンスコムは「何故?」という質問に対して答を導く推理は、ある行為に導く推理によって、そのように推理している人が何を欲していたかを我々は推定することが可能になると述べている。行為者が欲するものは、彼が善いと考えるものである。ただし事実それが善いかどうかは問われない。さらに「その善さとは何か?」「何のためにそれを欲するのか?」という問いに対する答として「それは快い」という答によって終点に達する⁸⁾。「快い」という言葉は、それらが適用される対象を望ましいものとして前提にしているのである。つまり「何のために」とさらに尋ねても、それはもはや答を要求できないということになる⁹⁾。

例えば「何故胃ろうを希望をしないのですか。」という質問に対して、「食べることが唯一の楽しみですから。」と答えた場合、楽しみをもつことは善いことだ、食べることは快いという前提が当人のなかにあると推定できる。あるいは「胃ろうを造設したら、施設に入所できないので。」と答えた場合、施設に入所するのは善いことだ、施設での暮らしは快い、と当人が思っているのである。

さて、欲求の原初的なしるしは、獲得しようと努めることである。これには例えば、「肉片がドアの向こうにあるのを知って、犬がドアをひっかく」という行為については、①あるものに向かう動作と、②そのものがそこにあるという知識(ないし考え)を含んでいる。①もしこれを選べば、②結果はこうなり、①あれを選べば、②結果はそうなるという知識によって、彼は適合する一つの選択肢を選んでいるということになる100。

欲求されているものが未来の状態の場合のように、現在存在しているとは考えられていない場合、私たちがもっているのはその知識や考えというよりも、むしろ一つの観念である。したがって、上に述べた二つの特性は、あるものの獲得に向けて有効である(と少なくとも行為者が信じる)ような行為ないし動作

と、そのあるものについての観念ということになる¹¹⁾。

あらゆる場合に行為を促すのは欲求ではないだろうか、また「欲求」の概念に要求されることのすべては、われわれが自分の欲するものを何らかの意味で善の視点のもとでとらえていなければならないということになるとアンスコムは述べる¹²⁾。

先の例をあてはめてみると次のようになる。①胃ろうをすれば、②食べる楽しみがなくなる、あるいは、施設入所ができず、自宅で家族に面倒をかけることになる。①胃ろうをしなければ、②食べる楽しみを続けられる、あるいは②施設入所が可能になる、あるいは②充分な栄養が摂れず、褥瘡ができるかもしれないなど、結果はそうなるという知識によって、一つの選択肢を選んでいる。

ただ、その知識が正しい知識かどうかは問われず、当人がその知識が正しいと思っていることが前提とされるのである。例えば、胃ろうを造設していても、状態によっては、食べ物を味わうくらいのことは可能な場合もあるし、口から食べることが誤嚥につながり、それが肺炎の原因になり、さらに食べることが困難になるということ、胃ろうをしても、入所できる施設はある(むしろそのほうが入所しやすい場合もある)、ということを知らないで意志を表わしたことになる。その知識が誤っているということに当人が気づけば、別の選択肢も考えられるということになる。医療に関しての知識や福祉の現状認識が私たちにはなく、人から聞く噂やインターネットでの誤った情報をもとに判断してしまう可能性が高いため、これらに関する意志決定には慎重さが求められる。

さて、行為における「動機」と「意志」は同義に使われることがあるが、ア ンスコムは、それらは一致すること「も」あるという。

また「意志」の表現とは、「現在の心の状態」、つまり、「意志として特徴づけられる性質」をもつ「心の状態」の記述ないし表現のことである、と述べる。「何があなたにその行為や思考や感情を引き起こしたのか」、「あなたは何を見たり、

聞いたり、感じたりして、あるいは、どのような考えや心像が生じてそれをすることになったのか」、このような問いに対して当人が記述するものが「心的原因mental cause」であるという¹³⁾。

一方、「動機」は、目的や選択を決定するところのものであり、心的原因ではないとする。また、動機は行為の解釈であるとアンスコムはいう。

動機は、おおまかに過去視向型動機backward-looking motive、動機一般 motive-in-general、未来視向型動機forward-looking motiveに分けられる。そして動機が意志である場合、未来視向型の動機であるとしている。

過去視向型の動機には、行為者にとっての善悪の概念が含まれるとする。過 去において起った出来事を思考し、善いと考えるものを選択するのである。

解釈的動機については、動機一般(例:彼は友情からそれをなした)が挙げられる。

未来視向型の動機については、例えば「誰かが…のことを恐れてあることをなした」という場合、つまり、「彼は…が生じないようにと、しかじかのことをなした」というものである。

動機という面から先の例を考察してみることにする。この場合、上記の3つの動機すべてが考えられる。まず、「過去視向型の動機」については、病気で食べられなかったときのことを思い浮かべて、あのときの苦しさを二度と味わいたくないと考える。次の「解釈的視向型の動機」については、「このように事前に希望を尋ねるということは、この胃ろうというものは通常の処置ではないのであろう」と推察し通常の処置を希望する、ということが考えられる。最後に「未来視向型の動機」については、自分や家族が苦しまないようにするにはどうしたらよいのだろうかと考えて選択するということが考えられる。いずれにしても、この選択がほかの選択より善いと判断しているのである。

このように一つの行為である「胃ろうを希望しないという回答をする」こと

のなかに、たくさんの意味や側面があることを、私たちは知っておく必要がある。これらについて充分な検討がなされているかといえば、現状ではないといってもよいくらいである。そして、この事前指示のようなものに対する充分な分析や対策が為されていないにもかかわらず、実際に命に関わることを私たちは決めているのだ。自動車を購入するとき、カタログを見比べたり試乗したりして慎重に選ぶのに、私たちは命に関わることについては、胃ろうの一面のイメージで決めてしまい、充分な説明を求めようとしないのはなぜなのだろうか。

ところで、「結局はあなたのみが、それがあなたの意志であるかどうか知ることができる」ということについて、アンスコムは、心の中に浮かんだことだけでは、意志とはいわないと述べる。例えば「君は何という馬鹿なのだ」という言葉が人の心の内に生じたとしても、外に表わす態度は丁重だったりする場合がある。したがって、意志は決して内での行為ではないというのである。

先ほどの例では次のように推察することもできるだろう。例えば外向きには 胃ろう反対を唱えている医師が、医師自身患者になった場合、「本当は胃ろう を造設して一日でも長く生きたいが、先日、講演で自身が胃ろうの無意味さを 話したばかりなので、『はい』と回答すれば恥ずかしい。どうせ今のところ胃 ろうをすぐに造るほど状態は悪化していないので、とりあえず『はい』と回答 しておこう。」と、心の中で考えるかもしれない。しかし他者は、当人の意志、 つまり医師である患者の意志は、事前指示のような質問紙に記入されたとおり だと思うであろう。

以上のことから当人が意志を表明したことをもって、当人の意志だと判断するときには、次の可能性を含んでいるのではないかと私は考える。すなわち、当人の行為は意志行為ではない場合があるということ、大事にしている生活の価値が人によって異なり、その価値は他者が解釈したものであって当人のもっている価値ではないかもしれないということ、当人が意志を決定する過程で、

考える材料に関する知識そのものに誤りがあること、意志表明と心のうちは異なることなどの可能性である。

また、他者が代理で決定する際には、当人が合理的な判断ができないと判断することそのものにズレがある場合、当人にとって良いと思う判断そのものにズレがある場合、表明された意志や態度から私たちは当人の意志を判断するしかないが、それが当人の真の意志ではないかもしれないことなどがあると考えられる。このようなズレがあるために、当人のことを他者が決める際には、慎重さが求められる。当人の意志することを尊重すること、意志したことを尊重することなどは非常に大切なことである。しかし他者が当人の意志を大切にするというとき、不完全な人間のすることなのでどうしても齟齬が起こる。当人の意志を問題にするとき、これらのことを忘れてはならない。

意志は言葉に換えることができるものだ。意志を尊重するということは、言葉に換えることができるものを尊重するということになる。しかし言葉に表わすことのできるものだけを当人の意志だと決めつけることに、当人にとってこれが最善であると決めつけることに急であれば、誤った結論に到達し、危険な結果を招くことになりそうな気がする。その決定が生命にかかわることであればなおさらである。

ただ、私たちは実際の生活の中で、このような表明された当人の意志と、< 私>の解釈する当人の意志の間にあるズレを感じながらも、常に共通の何かを求め、通じる何かを得られたと感じることがある。そしてそのことに喜びを感じながら生きている。このことについて私の体験から考察してみたい。なお、事例についてはすべて個人が特定されないような配慮を行う。

4. お互いを慮ることについて

重症心身障害者施設では、スタッフと利用者の「会話」が交わされる。しかし、

それはスタッフの言葉や身振り手振りと、利用者の表情や行動における会話である。利用者のほとんどは発話できないのだ。このやりとりを何も知らない誰かが見たら、きっと不思議に感じるであろう。そして、どうして利用者の言いたいことがわかるのか、と誰かに聞かれれば、私は、選ばれたものだけが会話できるのだ、と答えるであろう。時間をかけて利用者に話しかけ、利用者のしぐさや表情から何を言いたいのかを察するということを繰り返すことによってはじめて「意志疎通」ができるようになるのだ。

初めて重症心身障害児・者に出会ったとき、私には彼らが何を知り、何を思うのか全くわからなかった。しかし、生活の一部を彼らと共有するようになり、どのような言葉を使えばわかってもらえるのか、彼らがどのような表現で意志を表わすのか、何が好きで何を嫌うのかなど、私も把握できるようになった。同時に、彼らも、私が彼らのことをどれだけわかっているかがわかるようになってきた。これが可能になったのは共有の環境にお互いに置かれ、双方に通じる何かを感じることができるようになったからだと推測する。ただ、先にも述べたように、これらのことは私のひとりよがりかもしれないという不安がある。しかし、わかりあえていると勝手に思うことで、少なくとも彼らの快適な生活とは何かを探ろうとする一歩が踏み出せることになる。何もわからない、ただ生きているだけの人だと決めつけてしまえば、そして彼らも、私を「話の通じない人」だと決めつけてしまえば、そして彼らも、私を「話の通じない人」だと決めつけてしまえば、私に「話しかけ」ようとはしないであろう。

出会ったころは双方にとって双方が風景のような他者であったが、お互いの 歩み寄りにより、気になる人になっていく。初めは食事介助やおむつ交換など 物理的なことから接近することになるが、そのときに<私>がどのような声か けや介助をし、相手が<私>の態度にどのようなことを感じるかということか ら徐々に相手のことがわかるようになる。生きることに必要なすべてを他者に ゆだねなければならない重症心身障害者にとって、介助者がどのような人なの かは、自らの生死と関係する。食事のとき介助者がスプーンにのせる食事の量や口に運ぶタイミングは、初めは当人にとっても介助者にとっても恐怖だ。誤嚥につながるからである。どのタイミングで飲み込むのかがく私>にわかり、当人はどのような合図をすればく私>に口に運ぶタイミングをわかってもらえるのかを工夫する。物理的にお互いにうまくやりとりできるようになるにつれて、相手のことがわかるようになってくる。そして他のことでもどのようなことをお互いに相手が望んでいるのか、どのようなことに興味があるのかがわかってくるようになるのだ。初めはそこに大きなズレがあるが、そのズレを修正しながら徐々に核心に近づいていく。近づいていくことができるのは技術的なことではなく、相手のことを慮ることによってである。

条質は、身分、経済、人種の不平等や差別という世の中の課題について、解決の足掛かりは、重度の障害をもったこの子たちをみる私たちの眼にかかっていると述べる。この子たちの存在そのものが、自分自身との対立にまで私たちを立ち向かわせると主張するのである¹⁴⁾。重度の障害を持っている人たちは、みずからの意志を言葉で伝えることは難しい。彼らは、自分の意志を汲み取ろうとする相手の姿勢を感じれば、何らかの形で意志を表明しようとする。しかし、相手からその姿勢が感じられなければ訴えようとはしない。また、〈私〉に当人と何かを共有したいという思いがなければ、当人から意志を汲み取ろうとしない。双方向のはたらきが、意志決定支援には必要なのだ。そして、相手からその意志を汲み取ろう、汲み取りたいというのは、つまり、他者を〈私〉と同様の歴史の詰まった人として関心を持っているということだ。しかし他者を物とみなすなら、他者に対する態度は冷ややかになる。〈私〉が重度の障害をもった人たちとどのように関わっていくかは、つまり、そのような振る舞いをする〈私〉を認めることができるかどうかということだ。糸質のいう「自分自身との対立」とはこのようなことを指しているのであろう。

ところで、アーレントは意志について、思考が過去の記憶によって営まれる

のに対し、意志は未来の実行を対象にするが、意志によって行為し、為された ことの記憶によって思考するのが精神であると述べている¹⁵⁾。また人は、理性 の助言に従うことも従わないこともできる、決定するのは理性でも欲望でもな く意志だと強調する。意志は理性と欲望の調停者であり、この役目においては 意志だけが自由なのだと述べる。判断は、自らの中で二人の自己が話し合って 決定することであり¹⁶⁾、意志によって<私>と一緒に住みたくないもう一人を 作ってはならないという。もう一人の住みたくない自己は、記憶から消し去れ ば、苦痛という記憶がなくなり、なんでもできることになる。罪の意識を感じ なくて済むことになるという。しかし、一緒に住みたくない<私>が記憶から 消し去られることによって、「誰でもない人」が行為することになる。他者は そういった意味で、私の中のもう一人の私といえるのかもしれない。「他者に 対する私の振る舞いは、自己に対する私の振る舞いに応じたもの」なのである。 アーレントはまた次のようにいう。人はこうしたいと思ったことを行うこと が幸せなのではない。「誰も、幸福であることを選択するのではなく、幸福で あろうとする目標に向かって金を稼いだり、危険をおかすような選択をするの である|17)と。そして「意志には行動に駆り立てる機能と調停する機能がある、 意志は対立した異なる主張について判断するために呼び出される、幸福な人間 とは、自分と対立せず調和している人間のことだ」 18)という。邪悪な誘いに負 けることなく、善いと考えることを行うよう行動に駆り立てるような人間が幸 福なのだ。ここから導き出されるのは、善を求める意志を尊重することが、意 志決定支援といえるのかもしれないということだ。具体的な延命治療をするか どうかという意志の確認や尊重は、それをすることが、自己の中で矛盾を起こ さないかどうかにかかっている。それは当人にとっても、医療専門家や福祉関 係者にとっても、アーレントのいうもう一人の<私>がその決定を承認できる

かどうかということだ。

しかし、実際現場では、急を要することがほとんどで、ひとりひとりについての意志を丁寧に推測することが不可能だ。治療や福祉サービスなど、当人の人生に大きな影響を与えることについて、誰に判断を委ねるべきなのか、どのように私たちは動くべきなのか、いつも現場では葛藤に陥る。このことはスタッフにとって非常にストレスとなる。そのようなとき、マニュアルのようなもの、例えばACPが役に立つ。もう一人の、<私>を登場させ自問自答するより、マニュアルに沿うほうが早いし、気持ちも楽である。マニュアルそのものへの疑いを持とうとしなければ、それに従ってものごとを進めることは、二人の<私>を登場させる必要がなくなるのだ。一緒に住みたくない<私>を<私>の中に入れないようにしやすくなる。初めは当人の生き方などとACPの内容とを照らし合わせ、ACPに従うことがよいのかどうかを熟考していた人も、それが積み重なるうちにやがて従うことに疑いを持とうとしなくなる。しかしACPの扱いをどのようにするか、真の責任の所在は<私>の中にあるのだ。

私たちがしなければならないことは、表明された「意志」を尊重することが、いかにも当人を尊重することであるかのような風潮に流されることなく、自ら考えることなのだ。表明された意志は誰からもわかりやすい。しかし、わかりやすくするために、何が削られているのかに目を向けていなければならない。

確かに、当人が思っていることは、言葉に表されなければわからない。しかし言葉に表わされたことが、当人の意志であるかどうかも怪しい。当人の意志の底にあるものは他者には結局わかりようがない。当人の思うように<私>は思うことはできない。思いの行き違いは哀しい結果となる。そこには慎重さが必要だ。ただ、ズレはあったとしても、現場では代理で意志決定しなければならないことはたくさんある。私たちは愚かな人間でしかないので、他者のことはわからないし、間違った選択をするかもしれない。しかし、それは他人事で

はなく、いきつくところは、自分のことなのかもしれない。他者に対するふる まいは、自分がそのようにふるまっても、もう一人の自分に恥じない行為であ るかどうかということが基準となるからだ。

表明された「意志」の底にあるものを感じることができたとき、人は喜びを感じる。喜びは正しいとか間違っているとかいうものではない。言葉を超えたところのものだ。意志を尊重するということは、意志のみを尊重するということではなく、その向こうに、その底にあるものも尊重することだ。当人の意志することと、<私>が解釈する当人の意志にズレはあっても、そこに双方向の何かやり取りがあることこそ大切なのだと思う。他者とのズレはあるが、全くないよりはよい。その中に某かのズレがあっても、共に通じる大切な何かがあるような気がする。「通じる何か」とは何であろうか。それは何かがあるとはっきりとはいえないが、あいまいな何かがあるということだ。あいまいということははっきりしたものはないということだ。このあいまいなものとは何か、あいまいな何かがあるかどうかは、正確かどうかは問題ではなく、感じたということそのものが大切なのかもしれない。

5. まとめ

他者が当人の選好を考えたり、当人の利益は何かを慮ったりするとき、当人が意志していることとの間にズレは生じているが、意志の底にあるもの、言葉に表せないがお互いに通じ合うもの、そのような何かがあるのではないか。それを拠り所として人は生活しており、そしてそのことこそ大切なことなのだと思う。

今の私には、双方向のこのようなもの、言葉で表せない何かが何であるのか はよくわからないが、感じることができる。しかし、世の中には、それをどう しても感じることができない人もいる。また同一の自分であっても、あること

ではもう一人の<私>が登場してくるのに、別のことではそれが登場しないの はなぜなのか。その違いが何であるのか、それはなぜなのか、今後さらに深め て検討したいと思っている。

詿

- 1) Allen E. Buchanan & Dan W. Brock, *Deciding for Others*, Cambridge University Press. 1990.
- 2) Ibid.p. 94.
- 3) Ibid.,p. 96.
- 4) Ibid.,pp. 101-103.
- 5) Ibid.,pp. 106-107, p. 112.
- 6) Ibid.,pp. 124-126.
- 7) G. E. M. Anscombe, Intention, Cambridge: Harvard University Press, 1957.アンスコム『インテンション』(菅豊彦訳)産業図書1963年 190頁。
- 8) 同書 146-148頁。
- 9) 同書 75-76頁。
- 10) 同書 130-133頁。
- 11) 同書 143-144頁。
- 12) 同書 143-144頁。
- 13) 同書 33頁。
- 14) 糸賀一雄『福祉の思想』NHKブックス1968年 178頁。
- 15) ハンナ・アーレント『精神の生活』(佐藤和夫訳)岩波書店1994年122-123頁。
- 16) ハンナ・アーレント『責任と判断』(中山元訳)筑摩書房2007年 117頁。
- 17) 同書 72頁。
- 18) 同書 155頁。